

平成23年度、法人税申告事績 実感はないが 単年度黒字申告割合上昇

国税庁は、平成24年3月までの1年間の決算法人の法人税申告状況をこのほど公表しました。

これによりますと景気回復の実感はほとんど感じられませんが、単年度の黒字申告割合は平成19年度以来の4年ぶりに5割を超え52.2%となっているとのことです。今回はこの件を考えてみます。

(1) 単純黒字申告割合

平成24年7月末までに申告があった法人の黒字申告割合は25.9%とあいかわらず4社に1社のペースでした。しかし、繰越欠損金控除前の黒字申告割合は52.2%となっており、2年前(21年度)の46.3%と比べるとはるかに好転している結果になっています。

(2) 欠損金の繰越控除制度

この制度は、平成23年12月の改正によって7

ナマの税務相談室

Q 父が先月死亡いたしました。本日は相続人問題で教えていただきたいことがあります。参りました。

A ほかならぬお父様がお亡くなりになりましたか。それは誠にご愁傷さまです。

Q 実は私の兄が6～7年前から蒸発し、行方不明で住所が分かりません。生きているのか死んでいるのかも不明です。

A それは深刻な問題ですね。お兄さんの行方不明の件ですが、ご存知のように、相続人の問題は相続税申告上基本的な問題です。あなたの言われる6～7年は微妙ですね。

いわゆる不在者については、民法上の制度として不在者の財産管理制度（民法25条）と失踪宣告（民法30条）の制度があります。民法30条では不在者が行方不明になってから7年を経ていない場合は家庭裁判所に失踪宣告の申立てをすることはできません。

法律の微妙な年数

年から9年に延長されており、過去には5年の時期もありました。

さらに平成24年4月1日以後開始事業年度に適用されます大法人の欠損金の繰越8割制限も、これから繰越欠損金控除後の黒字申告割合に影響を与えると思われます。

なお、繰越欠損金控除前の黒字申告割合が5割を超えるのは、4年前の平成19年度の53.9%以来となっています。

(3) 申告所得金額等の推移

平成23事務年度の申告所得金額は約37兆円で平成9並びに20事務年度の水準に近く総じて回復の兆しが見えます。東日本大震災の大きな影響は今のところ表面化しておりません。

一方で法人税額は約9兆5千億円でここ4年間10兆円のラインには到達しておりません。

事務年度により税率の差はありますが、同じ30%の法人税率であった13事務年度と同水準となりました。

その他連結納税の適用法人数が1万社を突破したことでも注目しなければならない事象です。

このような場合には、あなた方共同相続人が利害関係者となって、家庭裁判所に「不在者財産管理人の選任」の申立てをすれば、これにより選任された財産管理人は家庭裁判所の許可を得たうえで遺産の分割協議に参加することができます（民法28条）。相続税の申告はその分割内容に基づいて行うことになります。

財産管理人を選任しない場合は、相続財産は未分割状態ですから、民法上の法定相続分により行方不明者を除く相続人は相続税の申告を行うこととなります。

なお、7年間生死不明の場合は家庭裁判所へお兄さんの失踪の宣告を請求し、審判の確定を知った日が相続の開始を知った日となります。

Q 有難うございました。
Q 本日は肝心な「7年間」の意味を知らずに参りました。改めてよく調査をしてご相談伺います。

ナマの税務相談室